

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月30日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	標準システム機器調達・賃貸借・保守業務	24,104
		集約機関一括調達ソフトウェア購入・保守業務	44,577
		標準システム機器ハウジング業務	11,394
		標準システム機器等導入作業業務	72,326
		標準システム機器更改関連業務	92,272
		集約機関AWS利用料	56,613

第2表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準システム機器調達・賃貸借・保守業務	令和5年度から 令和11年度まで	289,096
集約機関一括調達ソフトウェア購入・保守業務	令和5年度から 令和11年度まで	33,523